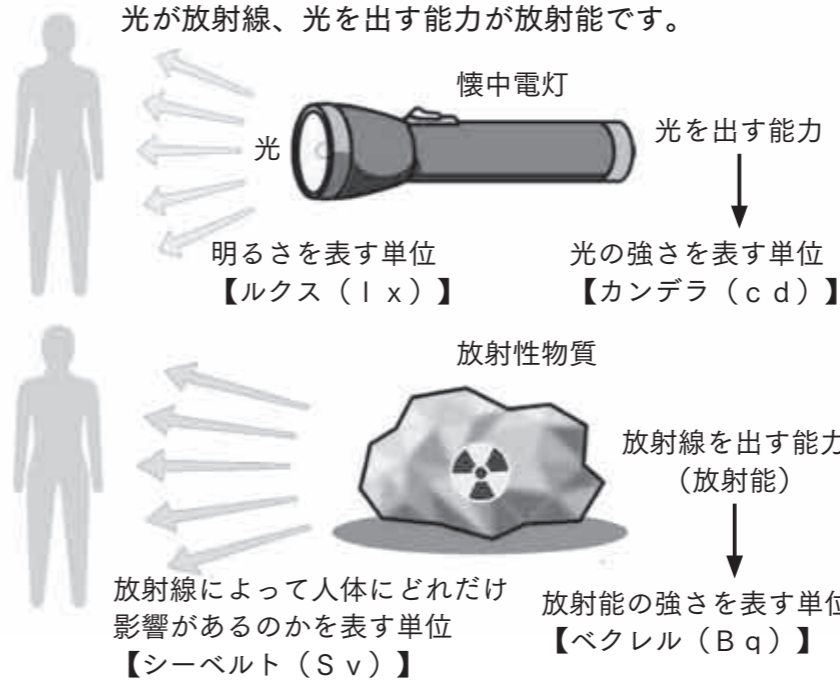


# 放射線の基礎知識

放射線は人類が誕生したとき、すでに存在していました。地球上に存在する生物は、全て大地、宇宙、食物から放射線を受けて生活しています。また、放射線はさまざまな分野で利用され、医療分野ではレントゲンやCTスキャンに使われています。

**放射線の種類**  
放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線などの種類があります。  
**放射能**  
放射線を出す能力のことを放射能と呼びます。

懐中電灯を放射性物質に例えると、光が放射線、光を出す能力が放射能です。



出典：資源エネルギー庁「原子力2010」

放射線によって人体にどれだけ影響があるのかを表す単位です。  
**シーベルト (Sv)**

放射線物質が放射線を出す能力の強さを表す単位です。  
**ベクレル (Bq)**

## 市の放射線量

県が6月15日に中野小学校校庭で測定した結果は0.06マイクロシーベルトでした。これを屋外8時間、屋内16時間(屋内低減率0.4)で、365日受け続けたと仮定した場合、1年間に約320マイクロシーベルトです。  
なお、胃のエックス線集団時検診は、1回で約600マイクロシーベルトになります。

また、国際放射線防護委員会の勧告によると、平常時における自然放射線以外の公衆の被曝限度量は年間10000マイクロシーベルトです。

放射線の問い合わせ先  
長野県環境部(東北地方太平洋沖地震放射線相談電話)  
☎026(235)7418  
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先  
市役所環境課環境係  
☎22111(内線247)

# 震災被災地への支援状況

栄村への支援状況

7月11日 市長、市議会議長が義援金を持参。

## 義援金の受け付け

7月22日現在で、1385万8289円(うち一次配分1081万7065円、二次配分277万9768円)を被災地へ(送金済み)の義援金が寄せられています。  
ご協力ありがとうございます。

義援金届け先 (二次配分)  
(単位:円)

届け先	義援金
栄村	691,556
北茨城市	1,017,684
仙台市	562,763
日本赤十字社	507,765
合計	2,779,768

※支援状況は6月30日以降の内容です。(7月29日現在)

## 放射性物質測定結果

・県で、浄水を7月6日(水)に、畜産物の牛肉(市内飼育牛)を7月20日(水)に測定した結果、放射性物質は検出されていません。  
・北信保健衛生施設組合で、豊田衛生センターの脱水汚泥を測定した結果、放射性物質は検出されていません。  
・同組合で、東山クリーンセンターの焼却灰を測定した結果、セシウム134・137合計で、飛灰は1320ベクレル、主灰は119ベクレル検出されました。

## 市総合防災訓練を実施します

期日 9月1日(木)  
時間 午前9時から  
会場 倭小学校グラウンド  
当日は、緊急車両などがサイレンを鳴らして通行しますが、ご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先  
市役所庶務課防災係  
☎22111(内線210)

# 道路は正しく使いましょう

平成23年度「道路ふれあい月間」推進標語  
「ふしぎだね この道歩くと ほっとする」



住宅の新築などにより、道路側溝にふたをかける場合や道路に管を埋設する場合は道路管理者の許可が必要になります。

また、これらの施工に際して、道路の通行を一時的に制限する場合も、道路管理者の許可が必要となります。各手続きには必要な書類などが定められていますので、事前に市役所道路河川課までご相談ください。

このようなときは	こうした手続きが必要です
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の上空に看板を設置したい</li> <li>道路に工事用の足場を組みたい</li> <li>道路に工事用車両を止めたい</li> <li>道路に管を埋めたい</li> </ul>	<p><b>【道路占用許可手続きが必要です】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用は道路敷地以外に余地がなく、やむを得ないときに限り一定の工作物、物件および施設を道路に設けるための手続きです。</li> <li>許可することができる物件については、法令により定められており、物件の内容に応じて道路占用料が必要となります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガードレール、縁石を撤去したい</li> <li>道路の法面を埋め立てたい</li> <li>道路側溝にふたをかけたい</li> <li>道路の未舗装部分を舗装したい</li> <li>道路保護用の鉄板を敷きたい</li> </ul>	<p><b>【道路自営工事許可手続きが必要です】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路自営工事は、施主が費用を負担し、道路構造物を改修する手続きです。</li> <li>改修内容については、一定の基準を満たす必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>お祭りのため、道路を車両通行止めにした</li> <li>自宅の工事で、道路を片側通行止めにした</li> </ul>	<p><b>【通行制限許可手続きが必要です】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通行制限は、車道や歩道の通行を制限する場合に必要な手続きです。</li> <li>通行制限を行う場合は、警察署から事前に道路使用許可を得る必要があります。</li> </ul>

# 道路への枝の「はみ出し」にご注意ください

**夏**は、植物が繁茂する季節です。お宅の樹木などは道路に「はみ出て」いませんか? 道路や歩道に「はみ出た」樹木の枝は、見通しを悪化させたり、通行の障害になるなど、安全な通行の妨げになります。

樹木の所有者の方は、道路にはみ出ないように、枝打ち、移植、伐採など適切な管理をお願いします。

**土地**の所有者には、民法の規定により所有地内に存在する樹木などを適切に管理する義務があり、これに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合は、所有者の管理責任が問われ、場合によっては賠償請求されることもあります。

**災害**など緊急性がある場合、伐採などを行いません。個人で伐採などができない場合は、造園業者などにご相談ください。

## 伐採した枝などは、全戸に配布した「ごみと資源物の正しい分け方」に基づいて処分してください。

(直径12センチ以下のものを幅50センチ、直径30センチに束ね、ひもでしっかりと縛り、45円の証紙シールを張る)  
なお、野外焼却は行わないようお願いします。

問い合わせ先  
市役所道路河川課監理係  
☎22111(内線266)